

| | |
|------|--|
| 加煙試験 | <p>【判断の基準】 ○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|------|--|

- 備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

| | |
|----|--|
| 清掃 | <p>【判断の基準】</p> <p>①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>⑤清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①清掃に用いる床維持剤、洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。</p> <p>④清掃に使用する床維持剤、洗剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。</p> <p>⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p> |
|----|--|

- 備考) 1 判断の基準②の「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。
- 2 判断の基準④の紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使

用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表 1 及び 2 を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。

- 3 判断の基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 4 判断の基準⑥の「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 5 配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 6 配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。
- 7 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表 1 古紙の分別方法（例）

| 分類 | 品目 |
|-------------|--|
| 新聞 | 新聞（折込チラシを含む。） |
| 段ボール | 段ボール |
| 雑誌 | ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの |
| OA 用紙 | コピー用紙及びそれに準ずるもの |
| リサイクル対応型印刷物 | 「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用） |
| | 「板紙にリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用） |
| その他雑がみ | 封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙 |
| シュレッダー屑 | 庁舎等内において裁断処理した紙 |

備考） 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

| 分類 | 種類 |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 紙製品 | 粘着物の付いた封筒 |
| | 防水加工された紙 |
| | 裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など） |
| | 圧着はがき |
| | 感熱紙 |
| | 写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙 |
| | プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙 |
| | 金・銀などの金属が箔押しされた紙 |
| | 臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等） |
| | 捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等） |
| | 感熱発泡紙 |
| | 合成紙 |
| 汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等） | |

| | |
|-----|---------|
| 紙以外 | 粘着テープ類 |
| | ワッペン類 |
| | ファイルの金属 |
| | 金属クリップ類 |
| | フィルム類 |
| | 発泡スチロール |
| | セロハン |
| | プラスチック類 |
| | ガラス製品 |
| | 布製品 |

| | |
|----------------|--|
| タイルカー ペット洗淨 | <p>【判断の基準】</p> <p>①洗淨に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。 ②洗淨に使用する水量が40L/m²以下であること。 ③洗淨に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。 ④洗淨完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①洗淨に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗淨に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗淨に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> |
|----------------|--|

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 2 判断の基準④の透視度は JIS K 0120 による。
- 3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。